

処 分 基 準

平成23年11月25日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第75条の2第1項
処 分 の 概 要	自動車の使用制限命令
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法施行令第26条の7(自動車の使用の制限の基準) 道路交通法施行規則第2章の5(自動車の使用の制限)
処 分 基 準	使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	神奈川県警察本部交通指導課取締り係 電話 045-211-1212 内線5133
備 考	

別添 処分量定の基準

前 歴	累積点数 車種別	2点又は3点	4点又は5点	6点から8点	9点以上
	な し	大型車等			30日
普通車				20日	30日
二輪車等				10日	15日
一 回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
二 回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
三 回 以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日

- 注：1 「大型車等」とは、大型自動車、中型車、大型特殊自動車又は重被牽引車をいう。
 : 2 「普通車」とは、普通自動車をいう。
 : 3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。